

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運営情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 - イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 - ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 - ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 - ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
- イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 - ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のために講じている措置
相談、苦情等の対応のための取組の状況	・相談、苦情等の対応のための取組の状況
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
- イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 - ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
- イ 相談支援専門員等との連携の状況 - ロ 主治の医師等との連携の状況	・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
- イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 - ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 - ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 - ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
- イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 - ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 - ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
- イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 - ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
- イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 - ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 - ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	